

ESG 時代のハードロー・ソフトローとコンプライアンス

～「ビジネスと人権」における議論を中心に～

梅津英明（森・濱田松本法律事務所）

ESG 時代においては、人権・環境・ガバナンス等の多様な観点から多くのハードロー・ソフトローのアプローチが提唱され、日本企業においてもその対応に追われています。

「ビジネスと人権」の世界においても、国内的措置や国際的措置、強制的措置や自発的措置といった各措置を上手に組み合わせるべきとされる、いわゆる“スマートミックス”が提唱され（国連「ビジネスと人権に関する指導原則」における原則 3 の解説）、国内外において、ガイドライン等のソフトロー的アプローチや、法規制等のハードロー的アプローチが次々と展開されています。ハードローに関しては、英国現代奴隷法に代表されるような開示を中心とした規制から、欧州の CSDDD (Corporate Sustainability Due Diligence Directive) に代表されるように、DD そのものを義務化し、かつ、環境や人権等の観点を統合した広範な規制にまで広がってきています。更に、ウイグル強制労働防止法をはじめとした人権を理由とする通商規制等も広がっています。

本報告では、「ビジネスと人権」における議論を中心に、多種多様な措置が“ミックス”されるようになっている現状、及び、これに伴い日本企業が直面している課題を概観・整理したうえで、日本企業が目指すべき ESG 時代・スマートミックスの下でのグローバルコンプライアンスを考えたいと思います。